

発 言 者	内 容
梅澤賃金室長	<p>皆さんこんにちは。本日はお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。それでは、定刻となりましたので、これより、令和3年度第1回沖縄地方最低賃金審議会を開催させていただきます。私は沖縄地方最低賃金審議会の事務局を務めさせていただいております沖縄労働局労働基準部賃金室の梅澤と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の審議会は、皆様の机上に配布させていただいております議事次第に沿って進めさせていくこととしております。</p> <p>なお、議事の進行につきましては、最低賃金法第24条第3項の規定により、「会長」が行うこととなっておりますが、本日は第1回目の会議ということで、会長及び会長代理が選任されるまでの間、事務局の方で務めさせていただきたいと思っております。</p> <p>これから先、事務局の方で説明させていただきます内容に根拠となる関係法令条文等を述べさせていただきますが、その関係法令条文等につきましては、青粋インデックス6の抜粋版を添付させていただいておりますのでご参考にしていただきたいと思います。</p> <p>また、関係法令の詳細につきましては、本日配布させていただいております「最低賃金決定要覧」に掲載されておりますので併せて参考にしていただければと思います。</p> <p>始めに、審議会開催に当たりまして各委員の出欠の状況を報告させていただきます。沖縄地方最低賃金審議会の委員につきましては、最低賃金審議会令第2条第2項に基づき、公益、労働者側、使用者側各5名、計15名で構成されております。本日の出席者数は、公益委員が5名、労働者側委員5名、使用者側委員が5名全員出席でございます。</p> <p>よって、本審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数(委員の3分の2以上(10人以上)、又は、各委員の3分の1以上(各2名以上))を満</p>

	<p>たしておりますので成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは議事次第1番目の「沖縄地方最低賃金審議会委員の紹介」に移ります。委員の皆様につきましては、本年4月1日から令和5年3月31日までの2年間の任期となっておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>今年度から公益委員4名、使用者側委員2名が改選、新たに任命されたので、改めて委員全員を紹介させていただきたいと思います。青枠インデックス1の名簿順に私の方からお名前をお呼びいたしますので、その場でお立ちいただき、一言ご挨拶をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">委員名簿の順に読み上げる</p> <p style="text-align: center;">（委員全員 挨拶終了）</p>
梅澤賃金室長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、議事次第2番目の「会長、会長代理の選任」に移りたいと思います。青枠インデックス6をご覧ください。</p> <p>会長及び会長代理は最低賃金法第24条第2項並びに第4項の規定により、「公益委員のうちから、委員が選挙する」こととされておりますので、公益委員のうちから、会長及び会長代理の推薦をお願いしたいと思います。</p>
石川委員	<p>会長には「島袋委員」、会長代理には「上江洲委員」を推薦したいと思います。</p>
梅澤賃金室長	<p>只今、労働者側委員の石川委員より、会長に「島袋委員」、会長代理に「上江洲委員」とのご推薦をいただきましたが、如何でしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声）</p> <p>ありがとうございます。只今、「異議なし」のご意見がございましたので当</p>

	<p>審議会の会長に島袋委員、会長代理に上江洲委員を選出させていただきます。</p> <p>それでは、これからの当審議会の議事の進行につきましては、島袋会長にお願いしたいと思います。</p>
島袋会長	<p>ただいま会長に就任しました島袋です。大変光栄でございます。唯一の公益委員の中で再任ということで努めさせていただきます。</p> <p>沖縄地方最低賃金審議会における調査審議が労使各委員のご理解とご協力を得て、円滑に進めることができるよう務めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>会長代理の上江洲委員からも一言お願ひします。</p>
上江洲会長代理	<p>先程会長代理に選任いただきました「上江洲」でございます。私で努まるのかという気持ちもございますけれども、島袋会長をしっかり支え、皆さんの議論が円滑に進んでいきますように、微力ではありますが力を発揮できればと思ひます。</p>
島袋会長	<p>早速ですが、議事次第の3番目「沖縄県最低賃金の改正決定について」の諮問に移ります。福味労働局長よろしくお願ひします。</p>
福味沖縄労働局長	<p>(沖縄県最低賃金の改正決定についての諮問文を読み上げ、島袋会長へ手交)</p>
島袋会長	<p>只今、福味労働局長より当審議会へ今年度の沖縄県最低賃金改正決定の諮問を受けました。諮問文の写しは青枠インデックス2のとおりでございます。</p> <p>本日の各審議事項に入る前に、福味労働局長より挨拶をいただきたく思ひます。</p>

福味沖縄労働局長	<p>沖縄労働局長の福味でございます。本日はお忙しい中、御参加いただきましてありがとうございます。令和3年度第1回沖縄地方最低賃金審議会の開催に当たり、一言ご挨拶をいたします。</p> <p>今年度、当審議会委員に再任された委員の皆様、さらに今年度新たに任命させていただきました6名の皆様、日頃から労働行政の運営に当たり、多大なご理解とご支援を賜っておりますことについてまずもって厚く御礼を申し上げます。</p> <p>さて、新型コロナウイルス感染症の増加に伴い、現在でも全国で唯一緊急事態宣言が発令される状況です。6月9日に日本銀行那覇支店が公表した県内金融経済概況によりますと、県内景気は厳しい状況にある中、下押し圧力が強まっており、目先の県内経済は、引き続き感染症の影響を受けるとみられる、とのことでした。</p> <p>沖縄県の雇用情勢は、令和3年5月の新規求人倍率は、1.57倍と前月比0.28%上昇、有効求人倍率は0.83倍で前月より0.05ポイント上昇が見られるもののコロナ禍の1倍を下回り、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業など観光関連産業で求人が落ち込み、厳しい状況にあります。</p> <p>また、同月の完全失業率は3.6%(原数値)と改善はしておりますが3%台半ばで、中身をみると、一方正規雇用者が1.7万人増加、非正規雇用者が1.5万人減少となりました。</p> <p>このような中、沖縄労働局としましては、新型コロナウイルス感染症が及ぼす厳しい経済的な影響に対しまして、雇用の維持に向けた各種施策の取り組みのほか、雇用調整助成金・休業支援金等の適正迅速な支給を行うなど、引き続き、重点的・効率的な支援策を講じ、事業の継続と雇用の確保、生活の下支えに対しまして万全を期してまいります。</p> <p>さて、先月、6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略フォローアップ」では、政府といたしまして、賃上</p>
----------	---

	<p>げしやすい環境整備に取り組むため、生産性向上等に取り組む中小企業に対しまして支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、最低賃金について、感染症下でも最低賃金を引上げてきた諸外国の取り組みも参考にいたしまして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえまして、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組むとされたところです。</p> <p>沖縄労働局としては、引き続き、賃上げしやすい環境整備に向けて、中小企業における設備投資等の生産性の向上の取組みに対する支援など、関係機関と連携いたしまして取り組んでまいります。</p> <p>経済の好循環の継続・拡大に向けて、最低賃金の引上げは非常に重要なものだと考えております。委員の皆様におかれましては、こうした状況についても十分考慮していただきながら、今後、中央最低賃金審議会で示される目安額も踏まえ、今年度の最低賃金額決定につきましてご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。</p>
<p>島袋会長</p>	<p>ありがとうございました。それでは、議事次第5の審議事項に入ります。審議事項(1)は、「沖縄地方最低賃金審議会運営規程について」となっています。沖縄地方最低賃金審議会運営規程につきましては、毎年度審議の上で承認することとなっております。事務局から規程案について説明をお願いいたします。</p>
<p>梅澤賃金室長</p>	<p>規程案について説明させていただきます。まず、青枠インデックス6をご覧ください。</p> <p>最低賃金法第26条におきまして「最低賃金審議会に関し必要な事項は政令で定める」と規定され、「最低賃金審議会令」が制定されております。最低賃金審議会令の概要は、各委員の定数、任命手続、審議会及び専門部会の招</p>

	<p>集、議事、庶務、その他運営に必要な事項等について定められておりますが、最低賃金審議会令第8条におきまして「この政令に規定するもののほか、審議会の議事および運営に関し必要な事項は、会長が定める」としてされております。</p> <p>続いて、青梓インデックス3の沖縄地方最低賃金審議会運営規程(案)をご参照ください。毎年第1回審議会、又は必要に応じて、規程内容の改正の必要性等につきましてご審議いただいております。今回お配りしております(案)につきましては、これまで審議いただきました結果を踏まえ、提案させていただいたものであります。今年度の変更点は昨年度の当審議会でも臨時対応となりましたが、委員の出席について新型コロナウイルス感染防止のため、テレビ会議方式による開催、出席もありうることに、第4条の第1項及び第2項に追加し、以下の項を順次、繰り下げたものです。案の中で赤字で示してあります。</p> <p>参考までですが、当審議会において昨年度から情報公開の流れを受けて、本審は原則公開、議事要旨及び会議資料を沖縄労働局HPにて公開となっております。</p> <p>本案内容でご承認いただければ、本日付けでの施行となります。ご検討いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
島袋会長	<p>内容につきまして今事務局より説明がありましたが、疑義等があればお受けしたいと思っております。</p> <p>特に疑義等がなければこのまま承認したいと思っておりますがいかがでしょうか。</p>
鎌田委員	<p>改正の趣旨は、全員がテレビ会議方式に参加しないといけないのか、自宅で一人だけでの参加でもいいのか教えていただきたい。</p>

梅澤賃金室長	<p>全体でも、一部で一人の形であれ、コロナ以外も含めて、テレビ会議方式の採用も項目に含むように本省から全国一律の提案を受けた形での改正の趣旨であります。</p>
島袋会長	<p>昨年、1名の方がオンラインで参加したという実例がありまして、これをきちんと定めたほうがいいのではないかとこの経緯があり、事務局に説明していただきました。</p> <p>では、本年度は、この規程に基づき審議会を進めてまいりたいと思います。早速本規程第7条「議事録及び議事要旨」の第1項の規定によりまして、本日の審議会の議事録署名人を、労働者側委員の方は鎌田委員、使用者側委員の方は佐久本委員にお願いしたいと思います。なお、議事録の確認及び署名は後日事務局が作成した後、日程調整をして各委員にて対応をお願いします。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p> <p>続きまして、議事次第5の(2)「沖縄地方最低賃金専門部会の設置等について」議事を進めていきたいと思っております。事務局、説明をお願いします。</p>
梅澤賃金室長	<p>青枠インデックス6をご覧ください。最低賃金法第25条第2項において、審議会は最低賃金の決定、又はその改正決定の調査審議を求められた時は、専門部会を設置しなければならないと規定されており、当専門部会の委員は、最低賃金法第25条第3項、最低賃金審議会令第6条第1項に基づき、当該最低賃金の関係労使の代表委員及び公益委員の各委員同数で構成し、委員は9名以内とすることになっております。</p> <p>続いて、青枠インデックス4の「沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金</p>

	<p>専門部会運営規程(案)」をご覧ください。沖縄地方最低賃金専門部会運営規程(案)につきましては、後日、沖縄地方最低賃金専門部会で審議、承認していただくことになっておりますが、先ほど、ご承認いただきました沖縄地方最低賃金審議会運営規程との相違する条項は、第4条で実地調査並びに参考人意見聴取、第7条で会議の公開で「原則非公開で開催する」との規程があり、他は、同様の規程となっております。</p> <p>併せて、本年度の変更点は本審の運営規程同様、テレビ会議方式及び同方式による出席について、第5条第1項及び第2項に追加し、以下の項を順次、繰り下げたものです。今回は沖縄県最低賃金専門部会の設置につきましてご検討をお願いします。</p>
<p>島袋会長</p>	<p>それでは、沖縄県最低賃金の改正について審議・調査を行うため、関係法令に基づき、沖縄県最低賃金専門部会の設置を承認したいと思いますよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">< 異議なし ></p> <p>それでは、沖縄県最低賃金専門部会の委員について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>梅澤賃金室長</p>	<p>専門部会の構成ですが、委員は、公益委員、関係労使の代表委員3名ずつ、計9名で構成する予定であります。このうち、公益委員については、本審公益委員から任命させていただく予定としておりますが、労働者側と使用者側委員につきましては、最低賃金審議会令第3条第1項及び第6条第4項に基づきそれぞれの団体等からの推薦により選任することとされております。</p> <p>労働者側と使用者側委員の推薦についてですが、専門委員の推薦公示を本日から16日(金)まで行いますので、ご承知おきいただきますようよろしくお願い申し上げます。</p>

島袋会長	<p>続きまして、議事次第5の(3)「最低賃金審議会令第6条第5項の適用について」に移ります。これにつきましても、事務局から説明をお願いします。</p>
梅澤賃金室長	<p>青枠インデックス6の2枚目をご覧ください。</p> <p>最低賃金審議会令第6条第5項によりますと、「審議会は、あらかじめ議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」となっております。専門部会で全会一致の場合は、専門部会決議をもって審議会決議とするということでございます。具体的には、専門部会での多数決による決議は審議会できつがえる可能性もあることから、同項の運用に当たっては、原則として専門部会の決議が全会一致で行われた場合に限られるということでございます。</p> <p>また、専門部会の場合、これまで、必ずしも全員出席による全会一致にはこだわらず、欠席委員の合意等の意思確認ができる状況であれば良いとされております。</p> <p>この点につきまして、これまでと同様の取扱いでよろしいかご検討をお願いいたします。</p>
島袋会長	<p>只今の事務局の説明を踏まえ、今年度も最低賃金審議会令第6条第5項の適用に当たって、専門部会において全会一致の場合に限り、最低賃金専門部会の決議をもって、当審議会の決議としたいという考え方が示されました、どうでしょうか</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。それでは、最低賃金審議会令第6条第5項の適用に当たり、今年度も最低賃金専門部会における全会一致の決議をもって、当</p>

	<p>審議会の決議とすることといたします。</p> <p>続きまして、議事次第5の(4)「運営小委員会の設置等について」ですが、事務局より説明お願いいたします。</p>
<p>梅澤賃金室長</p>	<p>案につきましては、青杵インデックス5をご覧ください。</p> <p>運営小委員会につきましては、本審の付託により、特定(産業別)最低賃金の改正の必要性などについての審議を諮っていただいております。</p> <p>現在、沖縄県には6業種の特定(産業別)最低賃金が設定されております。青杵インデックス8に付けさせていただいておりますが、昨年度末の2021年3月12日に、今年度の特定(産業別)最低賃金の改正について、畜産食料品製造業、清涼飲料・酒類製造業を除く4業種から意向表明が提出されており、今月、20日を目途に申し出が行われる予定となっております。</p> <p>また、申し出がなされた場合、労働局長から当審議会に「特定最低賃金の改正の必要性に係る諮問」を行うこととなっております。</p> <p>つきましては、申し出がなされた場合に備え、先ほどご承認いただきました沖縄地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき、運営小委員会の設置につきまして、先に本会議においてご承認いただきたいと思います。</p> <p>構成につきましては、本審の委員の中から公労使3名ずつ、計9名で構成されます。任期は付託を行った期間ですので年度内となります。設置の場合は、委員長及び委員長代理を置いて、選任された委員長が会務を総理すること、会議の招集、審議事項については、審議会本審の議決に基づき付託された内容となります。議事録及び議事要旨の作成等については、本審に準じて、議事録署名人の設定を行います。運営小委員会の審議結果につきましては、本審の会長に報告し、最終的に本審で内容決定することとなっております。</p> <p>資料としてつけさせていただいております「沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程(案)」につきましては、これまでの規程案同様、昨年度の</p>

	<p>審議会におきまして、検討いただいたものであり、今年度の変更点は本審の運営規程同様、テレビ会議方式及び同方式による参加対応について、第5条第3項及び第4項に追加したものです。</p> <p>運営小委員会の設置並びに規程案につきまして、ご検討のほどよろしくお願いたします。</p>
<p>島袋会長</p>	<p>只今事務局より説明のあったとおり、労働局長から「特定最低賃金の改正の必要性に係る諮問」を受けた場合への対応を審議するために事務局から説明がありました。今年度も運営小委員会を設置した方が良いと考えておりますが、小委員会の設置と規程（案）について承認してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、特定最低賃金の改正の必要性についての諮問が行われた場合、「運営小委員会」を設置することとして、委員につきましては、沖縄地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき、委員を指名させていただきますが、公益委員は私、島袋、西村委員、岩橋委員、労働者側委員は鎌田委員、宮城委員、石川委員、使用者側委員は佐久本委員、親川委員、田端委員にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p> <p>ありがとうございます。それでは只今指名させていただきました委員の方々にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、議事次第5の(5)「沖縄地方最低賃金審議会の年間審議計画について」の検討に移りたいと思います。資料として添付されておりますが、内容について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>梅澤賃金室長</p>	<p>お配りしております青枠インデックス7の「令和3年度沖縄地方最低賃金</p>

審議会審議計画（案）」をご覧ください。この計画案を作成するに際しては、改正される新たな地域別最低賃金の発効日を10月1日に全国斉一としたいとする厚生労働本省の方針等を踏まえて作成させていただいております。

また、特定最低賃金の審議日程は、特定最低賃金合同専門部会において最終決定されるものですが、公益委員におかれては、特定最低賃金の委員も兼ねていただいておりますので、参考までに組み入れさせていただいております。

なお、この日程につきましても、昨年度やこれまでの改正発効日と大きなずれがないようほぼ同時期に実施することを予定させていただいております。

既に各委員には、審議計画案を事前に配布させていただいたところですが、本計画案に基づき、審議会を開催させていただいてよろしいか、再度ご確認いただき、審議会スケジュールの最終調整をさせていただきたいと考えております。

ただし、予定どおり結審しない場合は、別途予備日を設けています。日程については改めての調整となろうかと思っております。

また、本審議会では地域最低賃金改正額に係る答申後、答申内容に対する意見聴取の公示を行うこととなります。公示期間において、異議申し立てがあった場合には、異議に対する審議を行うため本審を開催する必要があります。この計画表では、8月23日ないしは24日とさせていただいております。ご留意いただきますようお願いいたします。

さらに、計画案に記載されております、7月下旬（現在調整中）に実施する予定の専門部会の事業場視察につきましては、地域最低賃金の改正審議を行う専門部会において、事業場を訪問して、経営者等と直接意見交換等を行う機会を設けさせていただいているものであります。現在専門部会委員はまだ決まっておりませんので、専門部会委員に選任された委員宛別途連絡させ

	<p>ていただく予定となっております。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症による感染状況等により、実施できない場合が生じることもあり、書面等による質疑応答や最悪の場合中止となる可能性もあることをご了解いただきたいと思います。現在も影響率が高い業種の事業場に対して依頼を行っておりますが、来客や打合せ等も縮小している現状を鑑み、対応困難との理由で多数の断りをいただいているという現状があることを御報告させていただきます。</p> <p>変更が生じた場合は事務局より、事前にご報告させていただきます。以上でございます。</p>
島袋会長	<p>只今、事務局から提案のあった審議計画(案)についていかがでしょうか。</p> <p>(しばらくの間)</p>
田端委員	<p>運営小委員会の委員については、後任の方が変われば継続の場合は継続の委員が小委員会の委員になるというふうに聞いていたのですがどうでしょうか。</p>
梅澤賃金室長	<p>運営小委員会の使用者側の委員の推薦については再度確認させていただきます。前年度からの引継ぎは田端委員。佐久本委員と親川委員が誤りで、正しくは比嘉委員と新垣委員ということよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
島袋会長	<p>確認いたします。運営小委員会の使用者側委員は、田端委員、比嘉委員、新垣委員ということよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>そう対応したいと思います。</p>

比 嘉 委 員	<p>事業場視察に関してなのですが、オンラインを活用して直接オンラインでお話するような機会というのは難しそうなのでしょうか。</p>
梅澤賃金室長	<p>例えば、Webex の端末を利用して、事業場に端末を持って行ってもらって使用者側委員と労働者側委員とを繋げて行うことも考えたのですが、Webex の契約上、端末を庁外に持ち出すことができないことになっているため、今の端末では対応することはできないことになっています。</p>
島 袋 会 長	<p>それでは、当審議会の日程については、本計画案により執り行うこととします。各委員の皆様におかれてはタイトでございますがスケジュールの確保をお願いします。</p> <p>それでは、最後の議事次第5の(6)「その他」とありますが、事務局から説明してください。</p>
梅澤賃金室長	<p>事務局より、事務連絡と今回配布させていただきました参考資料編の説明をさせていただきます。</p> <p>まず事務連絡ですが、今年度の中央最低賃金審議会の目安答申内容について、先ほど調整させていただきました審議計画の7月30日に開催予定としております「第2回本審」において、目安答申の内容及び経過説明をさせていただく予定としておりますが、オリンピック関係の日程もあり前倒しされていることから目安答申が出次第、速やかに委員の皆様には資料等の情報提供をさせていただく予定としておりますのでご承知おきいただきますようお願いいたします。</p> <p>次に、別冊の資料であります。これまでの審議会において要望等がありました、最低賃金の改定に係る審議の参考となる資料として配布させていた</p>

	<p>だいているものでございます。</p> <p>今年度の審議におきましてもご活用していただければと思います。</p> <p>なお、今年度追加としたものは、資料4「第60回中央最低賃金審議会」、資料5「同 第1回目安に関する小委員会」、資料12「消費者物価指数の推移」、最後に資料15から17となります。</p> <p>この中で、沖縄県が作成し、例年6月末までに公表されております「令和3年度の経済の見通し(仮称)」を配布させていただく予定としておりますが、まだ公表に至っておりません。公表され次第提供させていただきたいと思っておりますのでご了承いただきたいと思っております。</p> <p>また、昨年度の第1回本審で委員から要望があり、第2回本審で資料に加えました「業務改善助成金」のほか、参考として「新型コロナウイルス感染症」の特例給付措置としての「雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金」及び「休業支援金」の申請、給付決定件数等の直近の処理状況を示した資料を青のインデックス12に追加しております。</p> <p>なお、令和3年度の「業務改善助成金」に係る県内での申請は5月末現在では0件となっております。</p> <p>加えて、雇用調整助成金等においては申請から2週間以内の処理よりも極力、迅速かつ適正な処理を行うよう労働局全体で取り組んでいることをご報告させていただきます。</p> <p>このほか、ご入り用の資料などがございましたら、お申し出いただければと思います。可能な限り対応させていただきたいと思っております。以上です。</p>
島袋会長	ありがとうございます。他に何かございませんか、
鎌田委員	確認2点お願いします。青のインデックスの諮問文で閣議決定に配慮したというところは参考資料のどこに当たるのでしょうか

梅澤賃金室長	<p>まず諮問については、資料赤のインデックス4の3枚目の右上に資料 3 とあるものからです。成長戦略実行計画、フォローアップについては、赤のインデックス5の最初のページの資料一覧抜粋から参考資料2番、3番となっています。2つとも内閣府 HP とリンクしていますので、そこから取り出してみることができます。</p>
鎌田委員	<p>もう一点なのですが、青色インデックス4 専門部会運営規程第5条委員の欠席のところなのですが、青色インデックス3 審議会運営規程第4条には委員の欠席等と「等」があるのですが、専門部会のところには「等」が入っていないことが気になりました。</p> <p style="text-align: center;">(しばらく 間(少々会話あり))</p>
梅澤賃金室長	<p>はい、青色インデックス4番のところの第5条に、「委員の欠席等」が入っていないということで「欠席等」が正しいので、今のご意見を反映させていただき、皆様の規程案のところに追記していただければというふうに思います。</p>
田端委員	<p>2点ほどあります。まず、青色インデックス7の審議計画の中で、最低賃金基礎調査結果報告というのがありますが、できるだけ早く各委員のみなさんにメール等で連絡していただければと思います。次に青色インデックス12の業務改善助成金について、交付額についても併せて提供していただければと思います。</p>
梅澤賃金室長	<p>お手元の業務改善助成金についての資料は、決定件数、申請件数だけでなく、交付金額についても、公表できる数字かどうかを確認します。</p>

<p>島袋会長</p>	<p>他にないようでしたら、本日の議事は終了しましたので、この辺で終わりたいと思います。</p> <p>どうも有り難うございました。お疲れ様でした。</p>
-------------	--

令和3年度第1回沖縄地方最低賃金審議会議事要旨

- 1 開催日時 令和3年7月1日(木) 15:00~16:15
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎2号館 D・E会議室(2階)
- 3 出席者
公益代表委員 5名(島袋秀勝、上江洲純子、城間貞、岩橋培樹、西村オリエ 敬称略)
労働者代表委員 5名(鎌田健嗣、砂川安弘、津山誉輝、石川修治、宮城千絵 敬称略)
使用者代表委員 5名(佐久本和代、親川進、比嘉華奈江、新垣朝雄、田端一雄 敬称略)
- 4 議題等
 - (1) 沖縄地方最低賃金審議会会長及び会長代理の選任
 - (2) 沖縄県最低賃金の改正決定について(諮問)
 - (3) 沖縄地方最低賃金審議会運営規程について
 - (4) 沖縄県最低賃金専門部会の設置等について
 - (5) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
 - (6) 運営小委員会の設置等について
 - (7) 沖縄地方最低賃金審議会の年間審議計画について
 - (8) その他
- 5 議事要旨
 - (1) 沖縄地方最低賃金審議会会長及び会長代理の選任
公益代表委員の中から、島袋秀勝委員が会長、上江洲純子委員が会長代理に選任された。
 - (2) 沖縄県最低賃金の改正決定について(諮問)
沖縄労働局長から、沖縄地方最低賃金審議会あて沖縄県最低賃金の改正決定に係る諮問がなされた。
 - (3) 沖縄地方最低賃金審議会運営規程について
全委員より沖縄地方最低賃金審議会運営規程(案)の承認がなされた。
 - (4) 沖縄県最低賃金専門部会の設置等について
全委員より沖縄県最低賃金専門部会の設置等について承認がなされた。
 - (5) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
全委員より最低賃金審議会令第6条第5項の適用について承認がなされた。
 - (6) 運営小委員会の設置等について
全委員より運営小委員会の設置等及び運営規程(案)について承認がなされた。
 - (7) 沖縄地方最低賃金審議会の年間審議計画について
全委員より沖縄地方最低賃金審議会年間審議計画(案)について承認がなされた。
 - (8) その他
事務局より審議会資料の説明を行った。

以上

令和3年度沖縄地方最低賃金審議会委員名簿

	氏 名	現 職
公益代表委員	い わ 橋 培 樹 岩 橋 培 樹	琉球大学国際地域創造学部教授
	う え ず 純 こ ○上 江 洲 純 子	沖縄国際大学法学部教授
	しま ぶくろ ひで かつ 島 袋 秀 勝	弁 護 士
	しろ ま ただし 城 間 貞	公認会計士・税理士
	にし むら オ リ 工 西 村 オ リ 工	弁 護 士
労働者代表委員	い し かわ しゅう じ 石 川 修 治	連合沖縄副事務局長
	かま だ けん じ 鎌 田 健 嗣	U A ゼンセン沖縄県支部長
	すな かわ やす ひろ 砂 川 安 弘	連合沖縄事務局長
	つ やま もと き 津 山 誉 輝	沖縄電力関連産業労組総連合副事務局長
	みや き ち え 宮 城 千 絵	J P 労組沖縄地方本部書記次長
使用者代表委員	あら かせ とも お 新 垣 朝 雄	那覇商工会議所 中小企業相談部次長
	おや かわ すすむ 親 川 進	沖縄県商工会連合会 専務理事
	さ く もと かず よ 佐 久 本 和 代	沖縄県中小企業団体中央会 総務部長兼総務課長
	た ばた かず お 田 端 一 雄	沖縄県経営者協会 常務理事
	ひ が か な え 比 嘉 華 奈 江	株式会社Life is Love 代表取締役
備考	発令年月日 令和3年4月1日 任期満了日 令和5年3月31日 各委員の配列は五十音順 は、審議会会長、○は、会長代理（令和3年7月1日選任）	

沖縄地方最低賃金審議会運営規程

(目的)

第1条 沖縄地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要と認めたとときのほか、沖縄労働局長(以下「局長」という。)又は5人以上の委員若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の7日前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席等)

第4条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に通知しなければならない。

(会議における発言)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を一部非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 4 前3項の規定は、小委員会について準用する。

(意見の提出)

第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、議決書又は答申書などを局長に提出するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は令和3年7月1日から施行する。

沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

(設置)

第1条 沖縄地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)運営規程第3条に基づき、審議会の決議をもって、運営小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各3人をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、審議会の委員のうちから選出する。

2 委員の任期は、1年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(小委員会)

第4条 小委員会に委員長及び委員長代理を置く。

2 委員長及び委員長代理は、公益を代表する委員のうちから選出する。

3 委員長は、会務を総理する。

(会議の招集等)

第5条 小委員会は、委員長が必要と認めたとときのほか、審議会会長、沖縄労働局長又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。

2 小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む過半数以上の委員の出席がなければ開催できないものとする。

3 委員は、委員長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

4 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、会議への出席に含めるものとする。

(審議事項)

第6条 小委員会は、審議会の議決に基づき附託された事項について審議を行うものとする。

(会議の公開)

第7条 会議は、非公開とする。ただし、委員長が、公開しても個人情報の保護に支障を及ぼすおそれや個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれ又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがないと判断した場合には一部公開とすることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、委員長及び委員長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 委員長は、小委員会の審議結果について、書面をもって審議会会長に報告するものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行うものとする。

附 則 この規程は令和3年7月1日から施行する。

令和3年度沖縄地方最低賃金審議会
 沖縄県最低賃金運営小委員会委員名簿

	氏名	現職
公益代表委員	い わ 岩 橋 培 樹	琉球大学国際地域創造学部教授
	しま 島 袋 秀 勝	弁 護 士
	にし 西 村 オ リ 工	弁 護 士
労働者代表委員	い し 石 川 修 治	連合沖縄副事務局長
	か ま 鎌 田 健 嗣	U A ゼンセン沖縄県支部長
	みや 宮 城 千 絵	J P 労組沖縄地方本部書記次長
使用者代表委員	あ ら 新 垣 朝 雄	那覇商工会議所 中小企業相談部次長
	た 田 端 一 雄	沖縄県経営者協会 常務理事
	ひ 比 嘉 華 奈 江	株式会社Life is Love 代表取締役
備考	指名年月日 令和3年7月1日 任期満了日 令和4年3月31日 委員の配列は各側五十音順となっています	

令和3年度 沖縄地方最低賃金審議会審議計画

5 議事要旨(7)

1

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		地域別最低賃金専門部会		備考
			回数	（公益調整）	主要議題	回数	主要議題	回数	主要議題	
1	7.1 (2号館DE会議室)	木	1回 15:00	年間審議計画 専門部会、運小役割分担	会長、会長代理選出 地域専門部会の設置 運営小委員会の設置	地域最賃改定諮問 令6条第5項適用 年間審議日程計画				
	7.1(木) ~7.16(金)			地賃改正諮問に対する労働者及び使用者のからの意見提出に係る公示(7/1~7/16)					専門部会委員の推薦に係る公示(7/1~7/16)	庁舎掲示板に 掲示
2	7.21 (局会議室)	水						1回 15:00	(地域別)部会長、部会長代理選出 実地視察・参考人聴取等の実施について	
3	7.26 ~7.28 (事業場)	月 ~ 水						2回	(地域別)事業場実地視察 左記期間において、影響率・未満率を考慮し3業種事業場程度選定の上視察予定	各側委員1名 事務局2名
4	7.30 (局/那覇署会議室)	金	2回 14:00		中賃目安伝達 最賃基礎調査結果報告 特定(産別)最賃改定の必要性について諮問		1回 15:00	委員長、委員長代理選出 特定(産別)最賃改定の 必要性に係る検討	3回 16:00	実地視察結果 参考人意見聴取(労使各1名程度予定)
	8.2 (局会議室)	月						4回 15:00	(地域別)額提示、調整	
6	8.4 (局会議室)	水						5回 15:00	(地域別)額調整、(結審)	
	8.4(水) ~8.19(木)								地域最賃答申に対する労働者及び使用者のからの意見提出に係る公示：令6条第5項適用の場合)	庁舎掲示板に 掲示
7	8.6 (局/那覇署会議室)	金	3回 16:00	特定(産別)最賃専門部会 役割分担、運営について	○地賃専門部会報告(全会一致でなかった場合；採決) 特定(産別)最賃改定の必要性の有無について 運小の結果報告及び答申 特定(産別)最賃改定諮問(必要ありの場合)		2回 14:00	関係人意見聴取(概要書) 特定(産別)最賃改定の必要 性の有無についてとりまとめ	6回 15:00	(地域別)額調整準備(結審)
	8.6(金) ~8.23(月)			地域最賃答申に対する労働者及び使用者のからの意見提出に係る公示(採決の場合) 特定最賃諮問に対する労働者及び使用者のからの意見提出に係る公示(8/6~8/23)					(特定)専門部会委員の推薦に係る公示 (8/6~8/23)	庁舎掲示板に 掲示
8	3.8.23 (相談室2)	月	4回 9:30		異議審(8/5答申の場合) 異議申出内容にかかる審議					
	3.8.24 (中会議室)	火			異議審(8/6答申の場合) 異議申出内容にかかる審議					

2

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		特定（産業別）最低賃金専門部会		
			回数	（公益調整）	主要議題	回数	主要議題	回数	主要議題	
9	3.8.31 (局/那覇署会議室)	火						1回 14:00	(産業別合同部会) 部会長、部会長代理選出 実態調査報告 審議会部会日程調整 (産業別資料説明) 新聞業 自動車(新車)小売業 各種商品小売業 糖類製造業	
10	9.7 (中会議室)	火						2回 14:00	(産業別) 額の提示 新聞業(14:00~) 自動車(新車)小売業(15:30~)	
11	9.8 (中会議室)	水						2回 14:00	(産業別) 額の提示 各種商品小売業(14:00~) 糖類製造業(15:30~)	
12	9.14 (中会議室)	火						3回 15:00	(産業別) 額の調整(結審) 新聞業	
	9.14(火) ~29(水)								特定最賃(新聞)答申に対する労働者及び使用者のからの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)	庁舎掲示板に掲示
13	9.15 (中会議室)	水						3回 15:00	(産業別) 額の調整(結審) 自動車(新車)小売業	
	9.15(水) ~9.30(木)								特定最賃(自動車)答申に対する労働者及び使用者のからの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)	庁舎掲示板に掲示
14	9.16 (中会議室)	木						3回 15:00	(産業別) 額の調整(結審) 各種小売業	
	9.16(木) ~10.1(金)								特定最賃(各種商品)答申に対する労働者及び使用者のからの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)	庁舎掲示板に掲示
15	9.17 (中会議室)	金						3回 15:00	(産業別) 額の調整(結審) 糖類製造業	
	9.17(金) ~10.4(月)								特定最賃(糖類)答申に対する労働者及び使用者のからの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)	庁舎掲示板に掲示
16	9.22、24 (中会議室)	水金						4回 15:00	(産業別) 額の調整(結審:予備日)	
17	9.30 (局会議室)	木	15:00		(産業別)額調整、(採決:予備日) 専門部会で結審に至らなかった場合					
	9.30(木) ~10.15(金)								特定最賃(各業種)答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示	庁舎掲示板に掲示
18	10.1 (中会議室)	金	15:00		異議審(新聞業、自動車(新車))(予定) 異議申出内容にかかる審議(9/14(新聞)、9/15(自動車)結審の場合)					
19	10.5 (中会議室)	火	15:00		異議審(各種商品小売業、糖類製造業)(予定) 異議申出内容にかかる審議(9/16(各種商品)、9/17(糖類)結審の場合)					
20	10.18 (中会議室)	月	15:00		異議審(各業種)(予定) 異議申出内容にかかる審議(9/30(各業種)結審の場合)					

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		特定（産業別）最低賃金専門部会		
			回数	（公益調整）	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	
21	4.3.11 （大会講室）	金	5回 16:00		令和3年度の審議会総括について 令和4年度産業別最低賃金申出意向確認 最低賃金専門部会の廃止について その他					

令和3年度沖縄地方最低賃金審議会審議日程

6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
審議会開催日程																														
開催時間																														
公示期間																														
その他																														

第1回本審開催公示(29日まで)

慰霊の日

傍聴者通知

7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土			
審議会開催日程	第1回本審																					第1回 専門部会											第2回 本審 ・第1回 運営小 委員会 ・第3回 専門部会	予備日
開催時間	15:00																					15:00											14:00~ 15:00~	
公示期間																																		
その他																																		

地賃改正諮問意見聴取公示(16日まで)

第2回本審開催公示(28日まで)

第2回専門部会(事業
場視察:3事業場程度)
実施予定期間

第3回本審開催公示(8月4日まで)

海の日

スポーツ
の日

傍聴者
通知

中賃目安
伝達

オリンピック開会式(スポーツの日10/11から移動)

8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火			
審議会開催日程		第4回 専門部会		第5回 専門部会		・第2回 運営小 委員会 ・第6回 専門部会 (予備) ・第3回 本審				予備日	予備日												第4回 本審 (異議審 予備) (8月4日 答申の 場合)	第4回 本審 (異議審 予備) (8月6日 答申の 場合)							特定最賃 第1回産 業別専門 部会 (合同部 会)			
開催時間		15:00		15:00		14:00~ 15:00~ 16:00~																		9:30	9:30						14:00			
公示期間																																		
その他																																		

第3回本審開催公示

地賃改正答申意見聴取(異議申立)公示(19日16:00まで)

地賃改正答申(採決の場合)意見聴取(異議申立)公示(23日16:00まで)

特賃改正諮問意見聴取公示及び専門部会委員推薦公示(23日まで)

傍聴者
に通知

山の日

振替休日

傍聴者
に通知

傍聴者
に通知

オリンピック開会式(山の日8/11からの移動)

9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木				
審議会開催日程	特定最賃 第1回産 業別専門 部会予備 日(合同 部会)						特定最賃 第2回專 門部会 (新聞、自 動車)	特定最賃 第2回專 門部会 (各種商 品、糖類)	(予備日)	(予備日)				特定最賃 第3回專 門部会 (新聞)	特定最賃 第3回專 門部会 (自動車)	特定最賃 第3回專 門部会 (各種商 品)	特定最賃 第3回專 門部会 (糖類)					特定最賃 第4回 専門部会 (予備日)		特定最賃 第4回 専門部会 (予備日)						第5回 本審 (専門部 会で結審 に至らず の場合)				
開催時間	14:00						14:00~ 15:30~	14:00~ 15:30~						15:00	15:00	15:00	15:00						15:00		15:00						15:00			
公示期間																																		
その他																																		

特賃改正答申意見聴取公示(29日まで)

特賃改正答申意見聴取公示(30日まで)

特賃改正答申意見聴取公示(10/1日まで)

特賃改正答申意見聴取公示(10/4まで)

10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	水	木				
審議会開催日程	異議審 (新聞、自 動車)			異議審 (予備日)	異議審 (各種商 品、糖類)																													
開催時間	15:00			15:00	15:00																													
公示期間																																		
その他																																		

特賃改正答申意見聴取公示(9/30~10/15まで)

令和4年3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜 日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
審議会開催日程											第6回 本審																				
開 催 時 間											16:00																				
公 示 期 間	第6回本審開催公示(2/22～3/9まで) →																														
そ の 他											傍聴者 に通知																				

* 地質については、10月初旬発効日を目指しての逆算設定(答申日8月上旬、異議審8/23、24日途)

* オリンピック開会式、閉会式に合わせて祝日移動(海の日7/19 7/22、スポーツの日10/11 7/23、山の日8/11 8/8、振替休日8/9)

* 特賞専門部会は4業種が上がった場合を想定し、第2回専門部会は2業種/日の開催で予定する。